

生駒市条例第11号

生駒市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(生駒市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市職員の退職手当に関する条例(昭和47年10月生駒市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第14項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和59年4月生駒市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成19年3月生駒市条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。